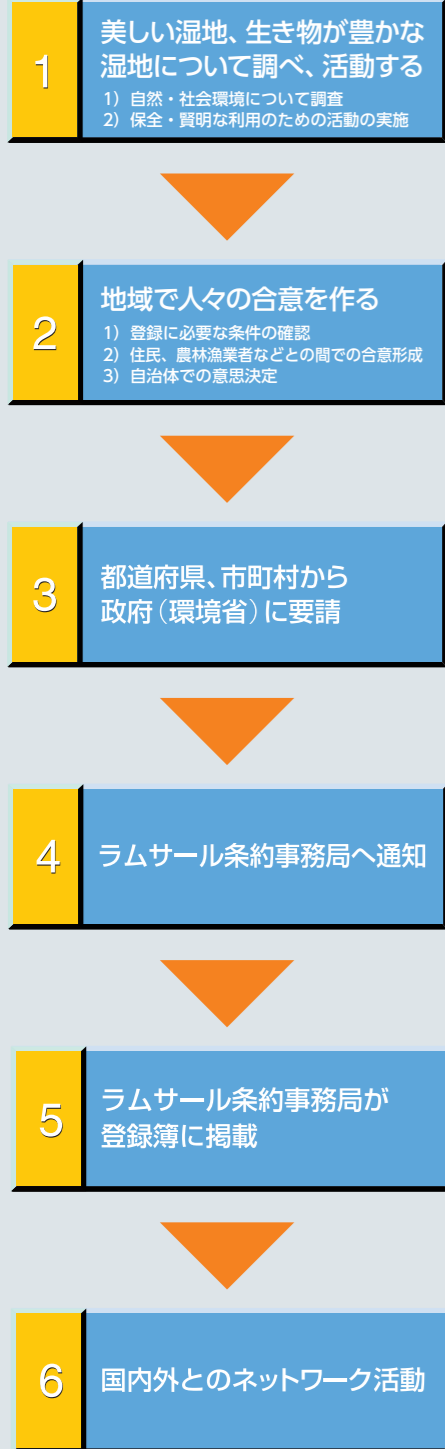


湿地の登録

Q & A よくある質問

湿地の登録を進めよう



Q ラムサール条約に登録されると、地元にとって何か得になることはありますか？

A 多くのメリットがあります。「国際的に重要な湿地」と認められ、国内外から注目されます。例えば、観光やレクリエーション、学校教育、地域の生涯学習の場として活用されます。また、ラムサール条約湿地での賢明な利用の産物として、地域の水産物や農産物に、ラムサール・ブランドという価値が加わることも期待されます。

Q ラムサール条約湿地になっても、漁業活動（ノリ、モズク、アサリ、シジミ、エビ、カニ漁など）はこれまで通りできますか？

A 漁業活動は規制されません。

Q ラムサール条約湿地になっても、潮干狩りはできますか？

A できます。

Q ラムサール条約湿地になっても、農業活動はこれまで通りできますか？

A 農業活動は規制されません。

Q ラムサール条約湿地になっても、野生生物の保護をするのはいいことですが、鳥や獣が増えて、農業や漁業の被害が大きくなることはありませんか？

A 鳥獣が農業や漁業に被害を及ぼす場合には、許可を得て捕獲することも可能です。

Q ラムサール条約湿地になっても、漁業や農業のための施設もすぐにつくれなくなるのですか？

A 規制の内容は国内法に基づく保護地域の種類によって異なります。国指定鳥獣保護区の場合は、例えば、作業小屋などの小規模な施設の設置については、許可は必要ありません。

Q ラムサール条約に登録されると、国が土地を買い上げてくれますか？

A 国指定鳥獣保護区特別保護地区などでは、国による買い上げ制度がありますが、予算の関係上、すべてを国が買い上げることは難しい状況です。

Q ラムサール条約湿地になって、野生生物の保護をするのはいいことですが、鳥や獣が増えて、農業や漁業の被害が大きくなることはありませんか？

A 鳥獣が農業や漁業に被害を及ぼす場合には、許可を得て捕獲することも可能です。

国際的に重要な湿地に関する

ラムサール条約



発行・問合せ先：環境省自然環境局野生生物課 〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2
TEL：03-5521-8284 FAX：03-3581-7090 メールアドレス：shizen_yasei@env.go.jp

編集 株式会社 東邦プラン

協力・写真提供者 岡本洋典、角野康郎、工藤孝浩、三条光司、鈴木孝男、太齋彰浩、花田正孝、風呂田利夫、釧路国際ウェットランドセンター、(公財)世界自然保護基金(WWF)ジャパン、(公財)日本鳥類保護連盟、(公財)日本野鳥の会、(一社)全日本狩猟倶楽部、(一社)大日本猟友会、日本雁を保護する会、日本湿地ネットワーク、日本白鳥の会、(一社)水生生物保全協会

禁 無断転載 改2020.02

この印刷物は再生紙を使用しています